

【人権それは愛】  
部落差別について正しく理解しましょう

部落差別は、日本社会の歴史的過程で作られた身分制度によって、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、住居、職業や結婚などで差別を受ける、我が国固有の重大な人権問題です。

埼玉県において、令和4年7月8日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例は「全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」とし、「図書、地図その他資料の公表又は流布、結婚や就職に際しての身元調査、インターネットを使った情報提供その他の行為により部落差別を行ってはならない」など、県、県民、事業者の責務を定めております。しかしながら、戸籍の不正取得による身元調査や、インターネットを使った誹謗中傷などの人権問題が後を絶ちません。

また、部落差別をいまさら取り上げる必要はなく、そっとこのまま放置しておけば時間の経過とともに自然に解消する「寝た子を起こすな」という誤った考え方では部落差別を解消することができません。

私たち一人ひとりが、部落差別を自分の問題として受け止め、考え、行動することが大切です。差別を決して許さないという強い気持ちを持ち、学んだことを正しく伝え、差別の無い社会の実現に向けて行動しましょう。

問合せ：生涯学習課 ☎984・3563 FAX共通

市民活動補償制度  
令和5年度分登録更新

安心して公益・公共的な市民活動を行うため、市民活動中のけがなどを補償する保険です。現在登録中の方も再登録が必要です。※登録料無料  
補償期間：登録日翌日～令和6年3月31日回(令和5年度分の登録は3月1日回から申請可)  
申込：登録届と必要書類を直接、市民参加推進課または市

民活動サポートセンター(おあしす内)へ

注意事項：事故ごとに補償対象かどうか判断するため、補償対象外となる場合もあります。

問合せ：市民参加推進課 ☎982・9685 FAX共通

吉川市民活動補償

検索

春の火災予防運動

この時期は空気が乾燥し、風の強い日も多く、火災が発生しやすくなっています。消

住宅防火10のポイント

検索

防署では2022年度全国統一防火標語「お出かけはマスコフ締め、火の用心」のもとに、家庭や職場における防火安全対策の徹底など、火災予防を呼びかけています。  
期間：3月1日回～7日回  
問合せ：吉川松伏消防組合予防課 ☎982・3919

くらしの110番消費生活センターからのお知らせ

インターネット通信販売の定期購入トラブル事例

通販サイトに「サンプルが初回500円、定期コースだが回数縛りなし、いつでもやめられる」とあったので、注文した。初回分に同梱の納品書で、次回は3週間後に3本まとめて届けられ、合計2万円の請求になると知った。高額すぎるので解約したいが、電話が全然つながらない。

アドバイス

1. 注文確定前に、必ず規約や最終確認画面で重要事項の確認をしましょう。
2. 広告や最終確認画面はトラブルに備えるため、必ずスクリーンショットや印刷をして保存しましょう。



3. 販売業者と電話がつかない場合は、いつ、何回掛けたかなどの履歴・

4. メモなどを残しましょう。商品を一時的に送り返しても解約にはならず、支払いの督促は止まりません。解約には必ず販売業者の合意が必要です。

問合せ：消費生活センター(商工課) ☎982・9697 または ☎188(消費者ホットライン) FAX共通

令和5年郷土資料館の開館

市の歴史の概要や昔の農具・民具などを分かりやすく展示・説明しています。どうぞご来館ください。

開館日：毎週午前10時～午後4時※夏季(6～8月)・冬季(12月)の期間は休館します。

住所：中井2-15-1

※休館中に見学をご希望される場合は、希望日の2週間前までにご相談ください。

問合せ：生涯学習課 ☎984・3563 FAX共通

